

## 第6章 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

### 1. 事業者登録の目的

- ・解体業者は、都道府県知事等への許可とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。
- ・破砕業者（プレス・せん断処理工程のみ）も兼務する場合は破砕業者としての登録も必要になります。  
（[破砕業者の登録については78ページをご覧ください](#)）

自動車リサイクルシステムへの登録手数料や年会費は不要です。

#### 目的1 電子マニフェスト制度による移動報告を行うための事業者登録

- ・電子マニフェスト制度による移動報告を行うために、解体業を行う事業所を登録する必要があります。
- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告用の事業所コードと初期パスワードが各事業者に郵送されます。

#### 目的2 エアバッグ類の取外回収料金および車上作動処理委託料金の支払いを受けるため等の事業者登録

- ・エアバッグ類の取外回収料金は自動車再資源化協力機構経由で支払われます。金融機関口座情報等の事業者登録情報および事業所情報を自動車再資源化協力機構に登録する必要があります。
- ・**エアバッグ類の車上作動処理を実施する場合は**、自動車再資源化協力機構経由で自動車メーカー等と車上作動処理に関する委託契約を締結することが必要です。車上作動処理の実施を希望する場合は、解体業者事業所情報記入用紙の車上作動処理実施希望の有無選択欄において、「有もしくは検討中」を選択してください。あらためて車上作動処理の委託契約に必要な書類を郵送します。
- ・**「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用する場合は**、解体業者事業所情報記入用紙のエアバッグ類運搬方法選択欄において、「運搬ネットワーク利用（着払）」を選択してください。

### 2. 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の方法（次頁フロー図参照）

- ・解体業者からの自動車リサイクルシステムへの事業者登録については「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が一括して受け付けます。
- ・登録申込みは、解体業を行う各事業所情報をとりまとめて、事業者として（法人単位で）行っていただきます。解体業を行う事業所が複数ある場合は事業者でとりまとめの上、申込みを行ってください。

#### ①登録申込書の入手

- ・登録申込書は「事業者情報登録センター」、「各自治体の自動車リサイクル法担当窓口」等で2004年6月下旬より入手可能です。

#### ②登録申込書の記入

- ・申込書記入要領に従ってご記入ください。
- ・都道府県知事等より交付された解体業者としての許可証の写し等を添付してください。

#### ③登録申込書および必要書類の郵送・受付

- ・登録申込書および必要書類を事業者情報登録センターに郵送してください。
- ・登録申込みの受付は2004年7月より開始予定です。

#### ④申込内容の確認

- ・事業者情報登録センターから、登録申込書や必要書類の内容確認のため、ご連絡することがあります。

#### ⑤システム登録完了通知書の郵送および受取

- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、移動報告用の事業所コードと初期パスワードが記載されたシステム登録完了通知書を郵送させていただきます。登録内容に誤りがないか確認していただくとともに、パスワードの厳重な管理をお願いいたします。

#### 【自動車リサイクルシステム登録完了後について】

- ・自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した事業者に対しては、秋頃に、解体工程に関する詳細マニュアル等を送付する予定です。

### 3. 登録に必要な書類について（A B のいずれも必要です）

#### A 登録申込書類（A-1 A-2 とともに必要です）

##### A-1 事業者情報記入用紙（様式 No.3-1-01）

- ・事業者の情報を記入し、捺印します。（[詳細は52ページ「申込書記入要領」-1をご覧ください](#)）

##### A-2 解体業者事業所情報記入用紙（様式 No.3-2-01）

- ・解体業を行う事業所の情報を記入します。解体業を行う事業所が複数ある場合については、各事業所ごとに事業所情報を一枚ずつ記入（事業所数と同枚数の記入が必要）します。  
（[詳細は54ページ「申込書記入要領」-2をご覧ください](#)）

#### B 解体業者であることの証明書類（B-1 B-2 とともに必要です）

##### B-1 都道府県知事等による解体業の許可証の写し<sup>注1</sup>

- ・解体業者の許可を得ていることの証明として、また解体業者の許可番号の確認のために添付します。

##### B-2 都道府県知事等への許可申請（届出）時に提出した申請書（届出書）の写し

- ・解体業者の保有する事業所情報を確認するために添付します。

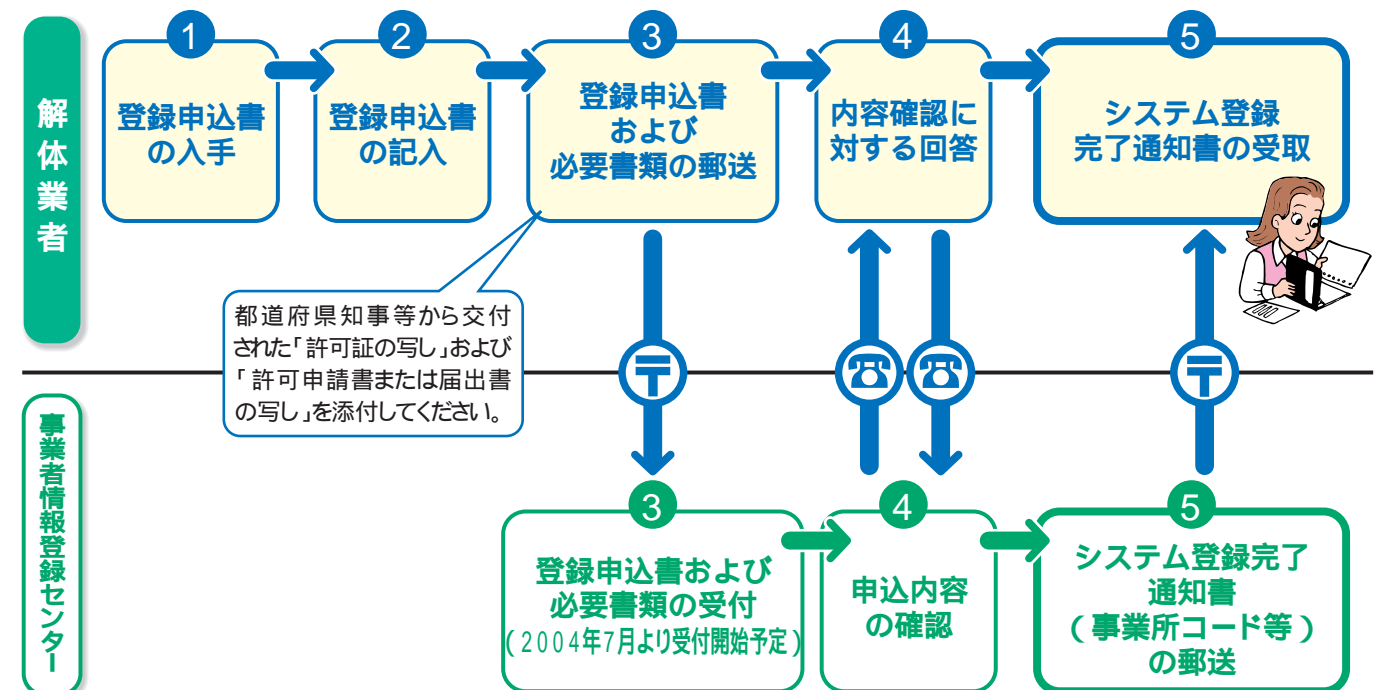
注1 都道府県知事等に対し許可申請または届出を行った後、B-1 許可証を受け取る前に自動車リサイクルシステムへの登録申込みを行う場合、必要書類は許可申請書の写しまたは届出書の写しのみとなります。この場合、「みなし登録」という位置付けとなります。この場合は「正式登録」には許可証の写しも必要となりますので、都道府県知事等から許可証が交付された時点で、その写しを事業者情報登録センターに郵送していただくことが必要です。

書類郵送先・お問い合わせ先（平日/9:00～17:00 土日・祝日 休業）

**自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター**

電話 / 03-5673-7403 郵便 / 〒125-0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

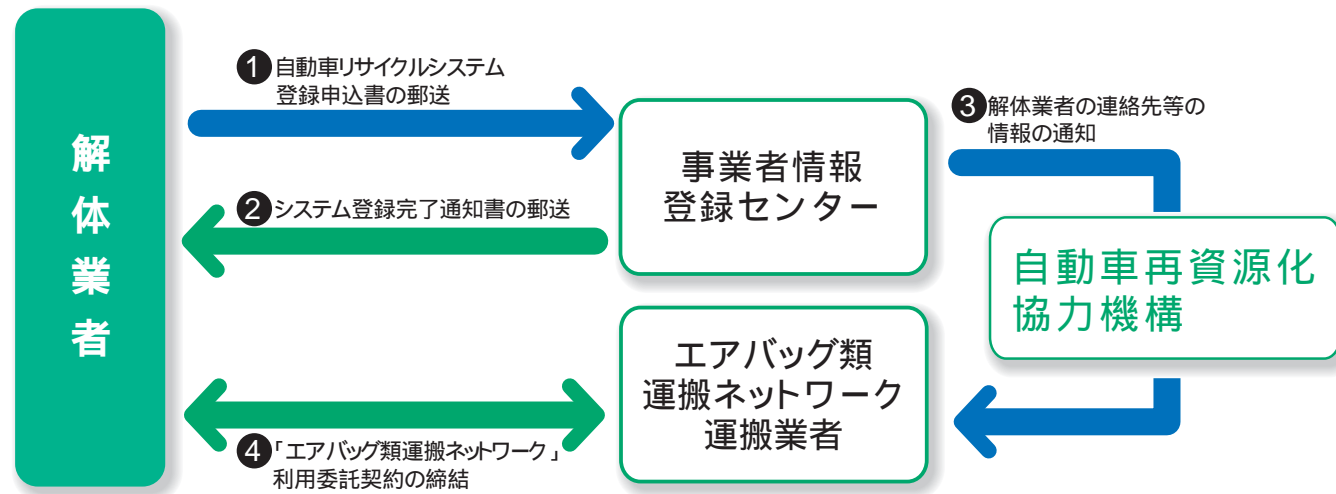
自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターとは、関連する事業者からの自動車リサイクルシステムへの登録を円滑に行うために設置した統合的な受付窓口です。



## 4. エアバッグ類運搬ネットワーク利用の申込み

( エアバッグ類運搬ネットワークの概略については18ページをご覧ください )

### (1) エアバッグ類運搬ネットワークへの登録申込みの流れ



### (2) 登録申込みの手続き

「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用する場合の手続き

#### ①自動車リサイクルシステム登録申込書の郵送

- 自動車リサイクルシステム登録申込書の解体業者事業所情報記入用紙(様式No.3-2-01)のエアバッグ類運搬方法(費用支払)選択欄において、運搬ネットワーク利用(着払)を選択し、利用する運搬事業者の事業者名と業者指定番号(業者指定番号一覧(50ページ))に記載された番号(解体業者の事業所が所在する都道府県ごとに記載された番号の中から選択)を記入します。

その際、「エアバッグ類運搬ネットワーク」加入規約(約款)を十分に確認してください。

#### ②システム登録完了通知書の郵送

- 移動報告用の事業所コードと初期パスワード等が記載されたシステム登録完了通知書が郵送されます。

#### ③解体業者の連絡先等の情報の通知

- 解体業者の連絡先等の情報が自動車再資源化協力機構経由で「エアバッグ類運搬ネットワーク」運搬業者に通知されます。

#### ④「エアバッグ類運搬ネットワーク」利用委託契約の締結

- 解体業者と「エアバッグ類運搬ネットワーク」運搬業者との間で、廃棄物処理法に基づく収集運搬委託契約が締結されます。

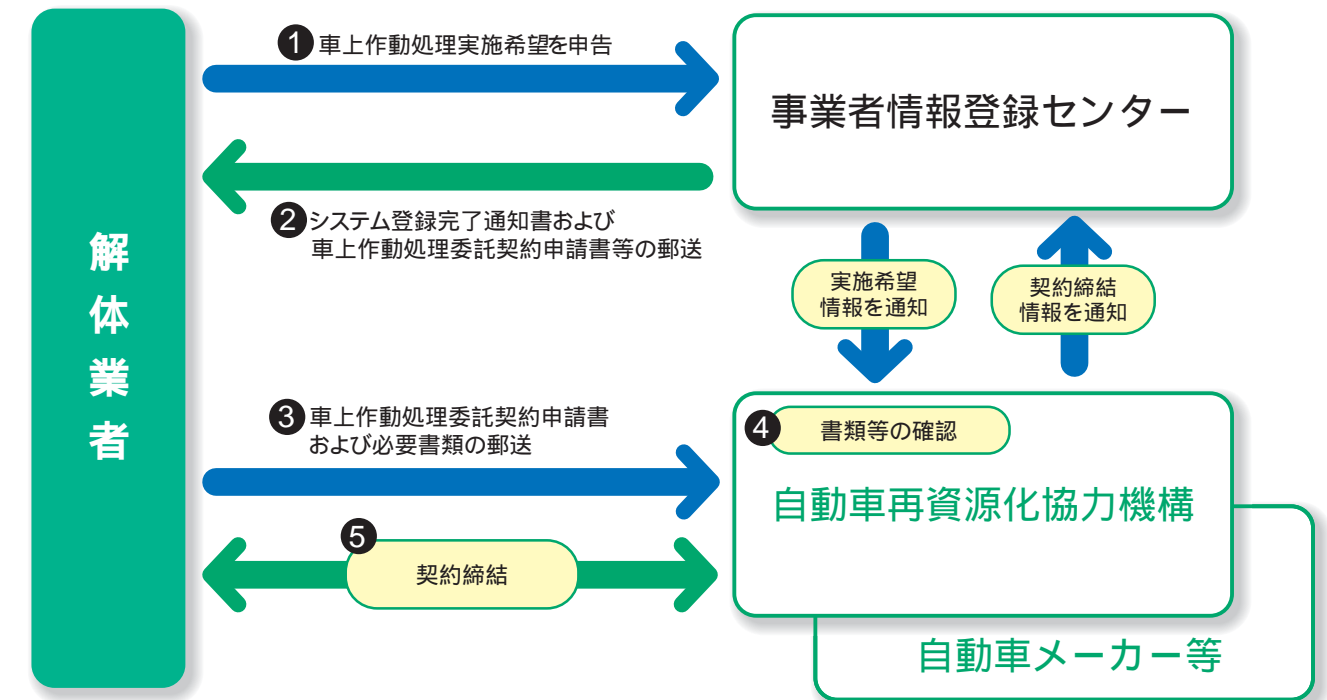
## 5. エアバッグ類 車上作動処理の委託契約

( 車上作動処理の概略については19ページをご覧ください )

### (1) 車上作動処理委託契約申込みの流れ

解体業者が車上作動処理を行うには、自動車メーカー等との委託契約を締結する必要があります。契約実務は自動車再資源化協力機構が窓口となります。

取外回収のみを実施する場合は、車上作動処理委託契約を締結する必要はありません(自動車リサイクルシステム事業者登録申込書においてその旨選択して記入してください)



### (2) 車上作動処理委託契約の手続き

#### ①車上作動処理実施希望の申告

- 自動車リサイクルシステム登録申込書の解体業者事業所情報記入用紙(様式No.3-2-01)の作動処理実施希望の有無の選択欄で「有もしくは検討中」を選択し、「作動処理実施責任者」を記入の上、事業者情報登録センターに郵送してください。

#### ②システム登録完了通知書および車上作動処理委託契約申請書等の郵送

- 移動報告用の事業所コードと初期パスワード等が記載されたシステム登録完了通知書が郵送されます。車上作動処理委託契約申請書等も同封されていますので、内容を確認してください。

#### ③車上作動処理委託契約申請書および必要書類の郵送

- 解体業の許可取得後、車上作動処理委託契約申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに自動車再資源化協力機構に郵送してください。

必要書類は以下を予定しています。

- 解体業の許可証の写し
- 車上作動処理作業書(標準作業書からの抜粋可)
- 周辺地図および解体作業場の見取図 等

#### ④書類等の確認

- 自動車再資源化協力機構において車上作動処理委託契約申請書および必要書類の内容を確認し、必要に応じて実地確認を行います。

#### ⑤契約締結

- 解体業者と自動車メーカー等との間で、車上作動処理委託契約が締結されます。



「エアバッグ類運搬ネットワーク」および「指定引取場所」業者指定番号一覧

解体業者 事業所所在地		運搬業者							指定引取場所		
都道府県	有明 通商	カネシマ メタル	カネヒラ 商会	啓愛社	豊通リサイクル	日本通運	ワールド モーター	指定業者名	所在地		
北海道	北海道				〔501〕 (北海道)	〔601〕 (北海道)		豊通リサイクル(株) 北海道出張所〔501〕	北海道札幌市		
東北	青森県			〔405〕 (秋田)	〔503〕 (岩手)			(株)啓愛社 秋田営業所〔405〕	秋田県湯沢市		
	岩手県			〔405〕 (秋田)	〔503〕 (岩手)						
	宮城県			〔405〕 (秋田)	〔503〕 (岩手)	〔507〕 (福島)					
	秋田県			〔405〕 (秋田)	〔503〕 (岩手)						
	山形県			〔405〕 (秋田)	〔503〕 (岩手)	〔507〕 (福島)					
	福島県			〔409〕 (栃木)	〔507〕 (福島)						
関東 甲信越	茨城県			〔409〕 (栃木)	〔511〕 (埼玉)			(株)啓愛社 栃木リサイクル工場〔409〕 千葉リサイクル工場〔412〕 金沢リサイクル工場〔414〕	栃木県河内郡 千葉県八千代市 神奈川県横浜市		
	栃木県			〔409〕 (栃木)	〔507〕 (福島)	〔511〕 (埼玉)					
	群馬県			〔409〕 (栃木)	〔511〕 (埼玉)						
	埼玉県			〔414〕 (神奈川)	〔511〕 (埼玉)						
	千葉県			〔412〕 (千葉)	〔512〕 (千葉)						
	東京都			〔414〕 (神奈川)	〔511〕 (埼玉)	〔514〕 (神奈川)					
	神奈川県			〔414〕 (神奈川)	〔514〕 (神奈川)						
	新潟県			〔414〕 (神奈川)	〔507〕 (福島)	〔520〕 (長野)					
	山梨県			〔414〕 (神奈川)	〔511〕 (埼玉)						
	長野県			〔414〕 (神奈川)	〔520〕 (長野)						
中部 北陸	富山県			〔414〕 (神奈川)	〔523〕 (愛知)			豊通リサイクル(株) 豊田支店〔523〕	愛知県東加茂郡		
	石川県			〔414〕 (神奈川)	〔523〕 (愛知)						
	福井県			〔414〕 (神奈川)	〔523〕 (愛知)						
	岐阜県				〔523〕 (愛知)		〔723〕 (愛知)				
	静岡県				〔514〕 (神奈川)	〔523〕 (愛知)	〔723〕 (愛知)				
	愛知県				〔523〕 (愛知)		〔723〕 (愛知)				
	三重県		〔233〕 (岡山)		〔428〕 (兵庫)	〔523〕 (愛知)				ワールドモーター(株) 本社〔723〕	愛知県岡崎市

解体業者 事業所所在地		運搬業者							指定引取場所	
都道府県	有明 通商	カネシマ メタル	カネヒラ 商会	啓愛社	豊通リサイクル	日本通運	ワールド モーター	指定業者名	所在地	
近畿	滋賀県				〔523〕 (愛知)	〔626〕 (京都)	〔723〕 (愛知)	(株)啓愛社 姫路リサイクル工場〔428〕	兵庫県姫路市	
	京都府			〔428〕 (兵庫)		〔626〕 (京都)				
	大阪府			〔428〕 (兵庫)	〔523〕 (愛知)	〔626〕 (京都)	〔627〕 (大阪)			
	兵庫県			〔333〕 (岡山)	〔428〕 (兵庫)	〔528〕 (兵庫)				
	奈良県		〔233〕 (岡山)		〔428〕 (兵庫)		〔626〕 (京都)			〔627〕 (大阪)
	和歌山県					〔528〕 (兵庫)	〔627〕 (大阪)			
中国	鳥取県			〔333〕 (岡山)	〔428〕 (兵庫)	〔528〕 (兵庫)		(有)カネヒラ商会 本社〔333〕	岡山県岡山市	
	島根県		〔233〕 (岡山)	〔333〕 (岡山)	〔428〕 (兵庫)	〔534〕 (広島)				
	岡山県	〔143〕 (熊本)	〔233〕 (岡山)	〔333〕 (岡山)	〔428〕 (兵庫)	〔528〕 (兵庫)				
	広島県	〔143〕 (熊本)	〔233〕 (岡山)	〔333〕 (岡山)	〔440〕 (福岡)	〔534〕 (広島)				
	山口県	〔143〕 (熊本)	〔233〕 (岡山)		〔440〕 (福岡)	〔534〕 (広島)				
四国	徳島県	〔143〕 (熊本)		〔333〕 (岡山)		〔537〕 (香川)		豊通リサイクル(株) 香川出張所〔537〕	香川県坂出市	
	香川県	〔143〕 (熊本)		〔333〕 (岡山)		〔537〕 (香川)				
	愛媛県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔537〕 (香川)				
	高知県	〔143〕 (熊本)				〔537〕 (香川)				
九州	福岡県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔540〕 (福岡)		(有)有明通商 本社〔143〕	熊本県下益城郡	
	佐賀県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔540〕 (福岡)				
	長崎県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)					
	熊本県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔540〕 (福岡)	〔546〕 (鹿児島)			
	大分県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔540〕 (福岡)				
	宮崎県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔546〕 (鹿児島)				
鹿児島県	〔143〕 (熊本)			〔440〕 (福岡)	〔546〕 (鹿児島)					
沖縄	沖縄県				〔547〕 (沖縄)	〔647〕 (沖縄)		(株)拓流リサイクル 研究センター〔847〕	沖縄県沖縄市	

事業者登録申込書の「事業者名・業者指定番号」欄に、上記運搬業者欄に記載された業者から希望する業者名、および〔 〕内の番号を記入してください。  
「エアバッグ類運搬ネットワーク」業者は、表中に記載された各都道府県（一部政令指定都市および保健所設置市）と指定引取場所所在地における廃棄物処理法（収集運搬）の許可を取得済みです。

「申込書記入要領」- 1

解体業者用・事業者情報記入用紙

財団法人自動車リサイクル促進センター 御中  
 有限責任中間法人自動車再資源化協力機構 御中  
 (申込窓口：自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター)

様式No. 3-1-01

### 「自動車リサイクルシステム」登録申込書 (解体業者用)

**【事業者情報記入用紙】**  
 「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」または「ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」および「エアバック類引取システム加入規約」に記載の内容を了解の上、申し込みます。

1 事業者コード記入欄(7桁)             2 申込日 西暦 2004年 7月 12日

既に他工程業種として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コード(事業所コードの上7桁)を記入

3 事業者名 (フリガナ) サンカク サンカク カイタイ コウキョウ カブ シキ ガイ シャ  
 △△解体工業株式会社

4 事業者の代表者名 (フリガナ) カン キョウ タ ロウ (氏名) 環境 太郎      5 捺印欄 印

6 事業者の所在地 (法人は登記上の住所を記入) (フリガナ) トウキョウ ト 東京都 港 市区町村  
 〒105-0012 新橋〇丁目〇番〇号

7 事業者の電話番号 03-5405-0000      事業者のFAX番号 03-5405-0000

8 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) なし

9 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ) ギジュツ タ ロウ 技術 太郎

10 自動車リサイクル関連担当部署の所在地 (フリガナ) 〒□□□-□□□□ 都道府県 市区町村

11 自動車リサイクル関連担当e-mail (フリガナ) gijutsu@〇〇.co.jp

12 自動車リサイクル関連担当電話番号 03-5405-0000      自動車リサイクル関連担当FAX番号 03-5405-0000  
 登記上の住所と異なる場合は記入(明細書等の送付先になります)

13 利用金融機関区分 ( をつける ) 民間金融機関  郵便局      下記の太枠線内に記入

14 民間金融機関の場合

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード
口座種別 ( をつける ) 普通・当座	口座番号	口座名義人	(フリガナ)

15 郵便局の場合

通常貯金 ( ばるる )	通帳記号	通帳番号	口座名義人
	1 0 0 0 0 の	1 2 3 4 5 6 7 8	△△解体工業株式会社

センター使用欄

申請書(解体) 04.04.01

【提出上の注意点】 56ページの約款をよくお読みください。

- ・下記の「事業者情報記入用紙」と「解体業者事業所情報記入用紙」の両方の提出が必要です。
- 「事業者情報記入用紙」について(52ページ様式)
  - ・解体業者の登録をされる方は「事業者情報記入用紙」に解体業者としての本社・本店・本部等の事業者情報を記入し、ご提出してください。
- 「解体業者事業所情報記入用紙」について(54ページ様式)
  - ・解体業を実施する事業所ごとに「解体業者事業所情報記入用紙」に事業所情報記入し、ご提出してください。
  - ・「解体業者事業所情報記入用紙」は、解体業を行う事業所が複数ある場合は、各事業所ごとに事業所情報を一枚ずつ記入します。(事業所数と同枚数の記入が必要)

【記入上の注意点】

1 事業者コード記入欄(7桁)	すでに同一事業者が、他工程業種(例.引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コード(事業所コードの上7桁)を記入ください。初回の申込み時は記入不要です。
2 申込日	申込みをされる年月日を記入ください。
3 事業者名	個人事業主の方は氏名、法人の方は法人名を記入ください。
4 事業者の代表者名	個人事業主の方は記入不要です。法人の方は代表者名を記入ください。
5 捺印欄	捺印をお願いします。
6 事業者の所在地	法人の方は登記上の住所を記入ください。
7 事業者の電話番号・FAX番号	上記所在地の電話番号・FAX番号を記入ください。
8 自動車リサイクル関連担当部署	事業者内において自動車リサイクル法関連の問い合わせ等にご対応いただく部署名を記入ください。
9 自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名を記入ください。
10 自動車リサイクル関連担当部署の所在地	上記部署の所在地を記入ください。郵送物等の送付先となりますので、間違いのないように記入願います。ただし、6 事業者の所在地と同じ場合は記入不要です。
11 自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスを記入ください。
12 自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX番号	ご担当者の電話番号・FAX番号を記入ください。申請書等不備の場合の連絡先となりますので、必ず記入ください。
13 利用金融機関区分	エアバック類回収料金・車上作動処理委託料金の支払先を指定していただきます。利用される金融機関のいずれかを選択して 印をつけてください。
14 民間金融機関の場合	利用金融機関区分で民間金融機関を選択された場合、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人を記入ください。
15 郵便局の場合	利用金融機関区分で郵便局を選択された場合、通帳記号番号・口座名義人を記入ください。



「申込書記入要領」- 2

解体業者事業所情報記入用紙

様式No. 3-2-01

**【解体業者事業所情報記入用紙】事業者情報記入用紙とあわせて送付してください。**  
解体業を行う事業所が複数存在する場合はこの書式をコピーして使用してください。

1 事業者名 (フリガナ) サンカク サンカク カイタイ コウキョウ カブ シキ ガイ シャ  
△△解体工業株式会社

【事業所情報】

2 事業所コード記入欄(上10桁) 1234567890 3 申込日 西暦 2004年 7月 12日  
既に同一事業所で自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、事業所コードの上10桁を記入

4 自治体許可番号(リサイクル法) 12345678911 取得日 西暦 年 月 日  
許可証の写しを添付

5 事業所名 (フリガナ) サンカク サンカク カイタイ コウキョウ カブ シキ ガイ シャ  
△△解体工業株式会社

6 事業所の所在地 (フリガナ) トウキョウ ト 都 道 府 県 ミナト ク  
〒705-0012 東京 都 道 府 県 港 市 町 村  
(フリガナ) シン パシ  
新橋〇丁目〇番〇号

7 事業所の電話番号 03-5405-0000

8 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) なし

9 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ) ギ ジュツ タ ロウ  
技術 太郎

10 自動車リサイクル関連担当電話番号 03-5204-0000 自動車リサイクル関連担当FAX番号 03-5204-0000

11 自動車リサイクル関連担当e-mail 03-5204-0000  
gijutsu@〇〇.co.jp

12 移動報告の方法 (1つだけをつける) 13 パソコン FAX  
自治体の許可を受けたものと同じ内容を記入(事業所名・所在地・電話番号)

14 を選んだ場合の 発信用と着信用番号 発信  
利用するFAX番号 異なる場合 着信

15 事業所の主たる業務内容(1つだけをつける) 新車販売 中古車販売 自動車整備 中古部品販売 / 使用済自動車解体 / 破砕等

16 事業者情報(自治体許可番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号)を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに公開することに御同意ください。同意されない場合は右記の欄に 印をおつけください。

17 事業所情報 解体車台数 1000台/年

18 エアバッグ類運搬方法 (費用支払) (をつける) 運搬ネットワーク利用(着払) 19 事業者名 △△△△△△△△  
(費用支払) (をつける) 持込運搬(元払) 業者指定番号 〇 〇 〇

20 作動処理実施希望の有無(をつける) 有もしくは検討中 無 作動処理実施責任者 (を選択された方) 技術 太郎

センター使用欄

申請書(解体)04.04.01

【提出上の注意点】

- ・解体業を行う事業所(営業所・支店・支部等)が複数ある場合は、「解体業者事業所情報記入用紙」を必要枚数コピーの上、各事業所ごとに事業所情報を一枚ずつ記入し、提出してください。  
下記の①については事業者用のゴム印等もご使用いただけます。

【記入上の注意点】

1	事業者名	事業者用紙に記載した事業者名を記入ください。
2	事業所コード記入欄(上10桁)	すでに同一事業所が、他工程業種(例.引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業所コードの上10桁を記入ください。初回の申込み時は記入不要です。
3	申込日	申込みをされる年月日を記入ください。
4	自治体許可番号(自動車リサイクル法)・許可日	自動車リサイクル法の許可を受けている方は自治体許可番号とその許可日を記入ください。
5	事業所名	解体業を行うそれぞれの営業所名・支店名・支部名等を記入ください(都道府県知事等の許可を受けた事業所名と同じものを記入ください)。
6	事業所の所在地	各事業所の所在地を記入ください(都道府県知事等の許可を受けた住所と同じものを記入ください)。
7	事業所の電話番号	各事業所の連絡先となる電話番号を記入ください(都道府県知事等の許可を受けた電話番号と同じものを記入ください)。
8	自動車リサイクル関連担当部署	各事業所において自動車リサイクル法関連のお問い合わせ等にご対応いただく部署名を記入ください。
9	自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名を記入ください。
10	自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX番号	ご担当者の電話番号・FAX番号をご記入ください。
11	自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスを記入ください。
12	移動報告の方法 1	パソコン FAXのいずれかを選択し、印をつけてください。
13	移動報告の方法 2	FAXを選択された場合は、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターにて書類受付後、別途「書面利用移動報告手数料」の引落口座を指定いただくための「郵便局自動払込利用申込書」が郵送されますので、記入し提出ください。
14	移動報告の方法 3	FAXを選択された方は、移動報告に利用するFAX番号を記入ください。また、発信用FAX番号と着信用FAX番号が異なる場合は右の欄に記入ください。
15	事業所の主たる業務内容	各事業所における主な業務内容の一つだけを選択し、印をつけてください。
16	事業者情報	自治体許可番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに掲載し、公開させていただきます。公開することに同意されない場合は右の欄に 印をつけてください。
17	事業所情報	1年間に取扱う解体自動車の台数の目安を記入ください。
18	エアバッグ類運搬方法 1	運搬ネットワーク利用 持込運搬のいずれか一つを選択して 印をつけてください。
19	エアバッグ類運搬方法 2	運搬ネットワーク利用(着払)を選択された方は利用運搬業者名と別紙コード表のコードを選択して記入ください。持込運搬(元払)を選択された方は持込先の指定引取場所と別紙コード表のコードを選択して記入ください。 (50ページをご覧ください)
20	作動処理実施希望の有無	有もしくは検討中 無のいずれか一つを選択して 印をつけてください。を選択された場合、右の欄に実施責任者名を記入ください。を選択した場合は別途「車上作動処理委託契約申請書」等が送付されます。